平成２６年（フ）第１０号
神奈川県座間市相模が丘６丁目33番１―805号　ライオンズ小田急相模原アクアルーナ
債務者　木下　登志
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２２１９号
愛知県春日井市旭町２丁目21番地５　シャトー旭403号
債務者　河合尚美こと　川合　尚美(旧姓三品)
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
京都府京丹後市網野町掛津852番地
債務者　今井　教夫
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１号
京都府福知山市前田新町356―５、住民票上の住所大阪府東大阪市若江西新町１丁目14番19号
債務者　袖山　弘美
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第１０１９号
大阪府河内長野市桐ケ丘12番15号
債務者　杉谷　晴代
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
堺市西区神野町１丁７番８号
債務者　溝端滿智子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
堺市南区茶山台２丁８番１―310号
債務者　長濱かおり（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
堺市中区深井中町1939―５　ラポール深井102号、住民票上の住所大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目６番７号
債務者　池田　光夫
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
堺市北区新金岡町４丁６番15―203号
債務者　鹿海　美樹（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２号
福岡県柳川市本城町46番地３
債務者　田中　秀美
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
長崎県長崎市茂木町１番地121　茂木アパート１棟305号
債務者　増丸　大希
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
北海道沙流郡日高町字福満225番地の２
債務者　泉　　和生
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
山梨県南アルプス市川上250番地　神の木団地１－８
債務者　秋井　清子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
香川県観音寺市村黒町230番地１　県営常磐団地34棟05号
債務者　溝渕ミサ子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２３８０号
福岡市博多区板付４丁目５番23号
債務者　古賀　麻衣
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６７１号
福岡市東区名島１丁目２番15―202号
債務者　片渕　勝美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８９８号
福岡市西区石丸４丁目４番31―107号
債務者　王野　成義
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９３４号
福岡市東区雁の巣１丁目15番14号
債務者　陳ケ尾俊久
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部